

近江八幡市告示第 1 1 1 号

近江八幡市未来づくりキャンパス推進会議設置要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 5 月 2 日

近江八幡市長 富士谷 英 正

近江八幡市未来づくりキャンパス推進会議設置要綱
(設置)

第 1 条 近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる本市の将来都市像である内発的発展により心の豊かさがあふれた品格のあるまちの実現に向け、市民、学生等が創造的かつ実践的に学ぶ人材創出の場である未来づくりキャンパスに必要な事項を検討するため、近江八幡市未来づくりキャンパス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 未来づくりキャンパスの基本的な方向性に関する事項
- (2) 未来づくりキャンパスの推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は関係団体の代表者
- (3) 民間事業者の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する未来づくりキャンパスに必要な事項の検討が終了した日までとする。

(座長等)

第5条 推進会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認めたときは、推進会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策推進主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。